

令和 6 年 1 月 11 日
警 察 庁

令和 6 年能登半島地震を受けての
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令について

1 趣旨

令和 6 年能登半島地震による被害の状況等に鑑み、犯罪収益移転防止法施行規則上の本人特定事項の確認方法等に関し、特例を設けることとするもの。

※ これまでの同様の特例措置

災害名	公布・施行日
平成23年東北地方太平洋沖地震	平成23年 3 月25日
平成28年熊本地震	平成28年 4 月22日
平成30年 7 月豪雨	平成30年 7 月13日
平成30年北海道胆振東部地震 ^{いぶり}	平成30年 9 月14日
令和元年台風第19号	令和元年10月18日
令和 2 年 7 月豪雨	令和 2 年 7 月10日

2 概要

(1) 寄附金の振込に際しての取引時確認対象取引の特例（規則第 4 条関係）

令和 6 年能登半島地震に係る寄附のために行われる現金送金（送金先口座が専ら寄附を受けるために開設されたものに限る。）については、その額が200万円以下のものに限り、取引時確認義務の対象取引から除くこととする。

(2) 被災者の本人特定事項の確認方法の特例（規則第 6 条関係）

令和 6 年能登半島地震で被災した顧客であって、正規の本人特定事項の確認方法によることが困難であると認められるものに係る本人特定事項の確認方法は、暫定的な措置として、当分の間、当該顧客から申告を受ける方法とすることができるととする。

この場合において、特定事業者は、当該顧客について、正規の確認方法によることができることとなった後、遅滞なく、その方法による確認を行うものとする。

(3) 施行期日

公布の日

3 その他

緊急に制定する必要があるため、意見公募手続は行わない。